

廃棄物処理法 法律・施行令・施行規則
 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四五年法律第一三七号）
 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四六年政令第三〇〇号）
 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四六年厚生省令第三五号）

条	見出し	条	見出し	条	見出し
	法		施行令		施行規則
第1章 総則		第1章 総則		1	令第一条の環境省令で定める基準等
1	目的	1	特別管理一般廃棄物	1の2	令第二条の四の環境省令で定める基準等
2	定義	2	産業廃棄物	1の2の2	都道府県廃棄物処理計画
2の2	国内の処理等の原則	2の2	航行廃棄物	1の3	一般廃棄物処理計画
2の3	非常災害により生じた廃棄物の処理の原則	2の3	携帯廃棄物	1の3の2	船舶を用いて行う一般廃棄物の収集又は運搬に係る基準
2の4	国民の責務	2の4	特別管理産業廃棄物	1の3の3	石綿含有一般廃棄物
3	事業者の責務	2の5	廃棄物処理施設整備事業	1の4	一般廃棄物の積替えに係る基準
4	国及び地方公共団体の責務	第2章 一般廃棄物	一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準	1の5	一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る揭示板
4の2	非常災害時における連携及び協力の確保	3	一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準	1の6	一般廃棄物の保管の高さ
5	清潔の保持等	4	一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準	1の7	一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造
5の2	基本方針	4の2	特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準	1の7の2	一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造
5の3	廃棄物処理施設整備計画	4の3	特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準	1の7の3	令第三条第三号ロの環境省令で定める設備
5の4	都道府県廃棄物処理計画	4の4	事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準	1の7の4	令第三条第三号ロただし書の環境省令で定める措置
5の5	都道府県廃棄物処理計画の達成の推進	4の5	一般廃棄物収集運搬業の許可の更新期間	1の7の5	令第三条第三号ロただし書の環境省令で定める場合
5の6	廃棄物減量等推進審議会	4の6	法第七条第五項第四号ハの生活環境の保全を目的とする法令	1の7の6	水銀処理物の埋立処分に関する所要の措置
5の7	廃棄物減量等推進員	4の7	政令で定める使用人	1の7の7	水銀適合水銀処理物の埋立処分に関する所要の措置
5の8	一般廃棄物	4の8	一般廃棄物処理業の許可の更新期間	1の8	受託者が他人に委託して一般廃棄物の収集、運搬、処分等を行う場合の基準
第2章 一般廃棄物の処理		4の8	一般廃棄物処理業の許可の更新期間	1の9	一般廃棄物の処分又は再生の状況の確認
第1節 一般廃棄物の処理		4の6	法第七条第五項第四号ハの生活環境の保全を目的とする法令	1の10	特別管理一般廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合
6の2	市町村の処理等	4の7	法第七条第五項第四号ハ、リ及びヌの政令で定める使用人	1の11	特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に係る文書の記載事項
6の3	事業者の協力	4の8	一般廃棄物処理業の許可の更新期間	1の11の2	令第一条第一号に掲げる廃棄物を収納する運搬容器的構造
第2節 一般廃棄物処理業		5	一般廃棄物処理業の許可の更新期間	1の12	特別管理一般廃棄物の積替えの場所に係る表示事項
7の2	変更の許可等	5の2	縦覧等を要する一般廃棄物処理施設	1の13	特別管理一般廃棄物の積替えの場所に仕切り等を設けないことができる場合
7の3	事業の停止	5の3	大気環境基準の確保のための許可の基準の特例に係る施設等	1の14	特別管理一般廃棄物の積替えに係る所要の措置
7の4	許可の取消し	5の4	熱回収施設における一般廃棄物の処分	1の15	特別管理一般廃棄物の積替えに係る基準
7の5	名義貸しの禁止	5の4			

条 見出し

法律

13	第2節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター	214 205
13	第1款 情報処理センター	215
13の2	指定	215
13の3	業務	215
13の4	業務規程	215
13の5	事業計画等	215
13の6	業務の休廃止	216
13の7	秘密保持義務	217
13の8	帳簿	217
13の9	報告及び立入検査	217
13の10	監督命令	217
13の11	指定の取消し等	217
13の12	第2款 産業廃棄物適正処理推進センター	218
13の13	指定	218
13の14	業務	219
13の15	産業廃棄物処理業の許可等の特例	219
13の16	基金	220
13の16	準用	220
14	第3節 産業廃棄物処理業	221
14の2	産業廃棄物処理業	221
14の2	変更の許可等	244
14の3	事業の停止	248
14の3の2	許可の取消し	248
14の3の3	名義貸しの禁止	250
14の3の3	特別管理産業廃棄物処理業	250
14の4	特別管理産業廃棄物処理業	250
14の5	変更の許可等	269
14の6	準用	273
14の7	名義貸しの禁止	276
15	第5節 産業廃棄物処理施設	276
15の2	産業廃棄物処理施設	280
15の2の2	許可の基準等	294
15の2の3	定期検査	294
15の2の4	産業廃棄物処理施設の維持管理等	313

条 見出し

施行令

6の15	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準	266
7	産業廃棄物処理施設	276
7の2	縦覧等を要する産業廃棄物処理施設	280
7の3	熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準	340
7の4	認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出	341
7の5	産業廃棄物の再生利用の認定に関する読替え	349
7の6	再生利用に係る認定証等	349
7の7	産業廃棄物の広域的処理の認定に関する読替え	355
7の8	広域的処理に係る認定証等	356
7の9	産業廃棄物の無害化処理の認定に関する読替え	361
7の10	無害化処理に係る認定証等	361
7の11	産業廃棄物の輸出の確認に関する読替え	371
8	第4章 廃棄物処理センター	376
8の2	法第十五条の五第一項の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるもの	376
9	法第十五条の十二第二項の政令で定める期間	381
10	法第十五条の十二第二項の政令で定める費用	381
11	残余の額の分配	382
12	財産の評価額	383
13	都道府県が行う事務	383
13の2	廃棄物が地下にある土地の形質の変更指定区域として指定する廃棄物が地下にある土地	384
14	第6章 雑則	390
15	焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却指定有害廃棄物	391

条 見出し

施行規則

5の2	許可を要しない一般廃棄物処理施設の軽微な変更	89
5の3	一般廃棄物処理施設の変更の申請	90
5の4	届出を要する一般廃棄物処理施設の変更	92
5の4の2	一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出	93
5の5	一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出	93
5の5の2	一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請	94
5の5の3	法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出	95
5の5の4	旧設置者等による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請	95
5の5の5	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請	98
5の5の6	熱回収施設の技術上の基準	98
5の5の7	熱回収施設を設置している者の能力の基準	99
5の5の8	認定熱回収施設設置者の認定の更新期間	99
5の5の9	熱回収施設に係る焼却設備の構造	99
5の5の10	認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出	100
5の5の11	報告	100
5の6	市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出	101
5の6の2	公表すべき維持管理の状況に関する情報	102
5の6の3	維持管理の状況に関する情報の公表	103
5の6の4	記録の閲覧	103
5の6の5	記録する事項	104
5の7	事前届出を要しない市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更	104
5の8	市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出	104
5の9	届出を要する市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更	106
5の9の2	市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出	106
5の10	市町村の設置に係る最終処分場に係る埋立処分の終了の届出	107
5の10の2	市町村の設備に係る最終処分場の廃止の確認の申請	107
5の10の3	非常災害が発生した場合の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議	108
5の10の4	非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出	109
5の10の5	公表すべき維持管理の状況に関する情報	109
5の10の6	維持管理の状況に関する情報の公表	110
5の10の7	記録の閲覧	111
5の10の8	記録する事項	111
5の10の9	事前届出を要しない非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受	111

15の2の5	産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例	327
15の2の6	変更の許可等	324
15の2の7	改善命令等	327
15の3	許可の取消し	336
15の3の2	許可の取消しに伴う措置	337
15の3の3	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る特例	337
15の4	準用	338
第6節	産業廃棄物の処理に係る特例	341
15の4の2	産業廃棄物の再生利用に係る特例	346
15の4の3	産業廃棄物の広域的処理に係る特例	353
15の4の4	産業廃棄物の無害化処理に係る特例	358
第7節	産業廃棄物の輸入及び輸出	358
15の4の5	輸入の許可	363
15の4の6	国外廃棄物を輸入した者の特例	367
15の4の7	準用	371
第3章の2	廃棄物処理センター	371
15の5	指定	376
15の6	業務	376
15の7	基金	377
15の8	事業計画等	377
15の9	区分経理	380
15の10	料金	380
15の11	削除	380
15の12	財産の処分等	380
15の13	報告及び検査	383
15の14	監督命令	383
15の15	指定の取消し等	384
15の16	都道府県知事が行う事務	384
第3章の3	廃棄物が地下にある土地の形質の変更	384
15の17	指定区域の指定等	384
15の18	指定区域台帳	384
15の19	土地の形質の変更の届出及び計画変更命令	387
第4章	雑則	387
16の2	投棄禁止	390
16の3	焼却禁止	390
16の3	指定有害廃棄物の処理の禁止	391

16	指定有害廃棄物の保管、収集、運搬	391
16の2	処分等に関する基準	395
16の3	有害使用済機器	398
16の4	有害使用済機器の保管、処分等の基準	400
17	廃止の届出	419
18	廃棄物再生事業者の登録	420
19	登録	420
20	登録証明書	421
21	変更の届出	421
22	廃止の届出	421
23	登録の取消し	421
24	技術管理者を置くことを要しないし尿処理施設等	421
25	特定処理施設	422
26	国庫補助	424
27	手数料	426
28	政令で定める市の長による事務の処理事務の区分	426
別表(第一の第五)		494
附則		438

5の10の10	けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更	111
5の10の11	非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出	112
5の10の12	届出を要する非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更	112
5の11	非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出	112
5の12	一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請	113
6	合併又は分割の認可の申請	115
6の2	相続の届出	117
6の3	再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物	118
6の4	再生利用の内容の基準	118
6の5	再生利用を行い、又は行おうとする者の基準	119
6の6	再生利用の用に供する施設の基準	120
6の7	再生利用の認定の特例	120
6の8	一般廃棄物の再生利用の認定の申請に係る書類	121
6の9	役員の変更の届出	121
6の10	一般廃棄物の再生利用の認定の申請	123
6の11	変更の認定を要しない軽微な変更	123
6の12	再生利用の用に供する施設の軽微な変更等の届出	124
6の13	一般廃棄物の再生利用の認定証	125
6の14	事業の廃止の届出	125
6の15	施設の廃止等の届出	125
6の16	報告	126
6の17	広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物	126
6の18	広域的処理の内容の基準	126
6の19	広域的処理の用に供する者の基準	127
6の20	広域的処理の認定の申請に係る書類	127
6の21	表示等	127
6の22	一般廃棄物の広域的処理の変更の申請	129
6の23	変更の認定を要しない軽微な変更	130
6の24	変更の届出	131
6の25	一般廃棄物の広域的処理の認定証	131
6の26	廃止の届出	132
6の27	報告	132
6の28	無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物	132
6の29	申請の経由	133
6の30	無害化処理の内容の基準	133

17の2	ふん尿の使用方法の制限	394
17の2	有害使用済機器の保管等	395
18	報告の徴収	405
19の2	立入検査	406
19の2	製品等に係る措置	407
19の3	改善命令	407
19の4	措置命令	407
19の4の2		408
19の5		408
19の6		410
19の7	生活環境の保全上の支障の除去等の措置	411
19の8		411
19の9	適正処理推進センターの協力	412
19の10	事業の廃止等についての措置命令の規定の準用	414
19の11	土地の形質の変更に関する措置命令	417
19の12	届出台帳の調製等	417
20	環境衛生指導員	419
20の2	廃棄物再生事業者	419
21	技術管理者	421
21の2	事故時の措置	422
21の3	建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外	423
21の4	環境大臣の指示	424
22	国庫補助	424
23の2	特別な助成	424
23の2	情報交換の促進等	424
23の3	許可等に関する意見聴取	425
23の4	都道府県知事への意見	425
23の5	関係行政機関への照会等	426
24の2	手数料	426
24の2	政令で定める市の長による事務の処理	426
24の3	緊急時における環境大臣の事務執行	426
24の4	事務の区分	427
24の5	権限の委任	429
24の6	経過措置	429
第5章	罰則	

施行令

6の24の5	無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準	133
6の24の6	無害化処理の用に供する施設の基準	134
6の24の7	無害化処理の認定の特例	135
6の24の8	一般廃棄物の無害化処理の認定の申請	135
6の24の9	変更の届出	138
6の24の10	無害化処理の用に供する施設の設置に係る生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類	140
6の24の11	記録の閲覧	141
6の24の12	記録する事項	141
6の24の13	一般廃棄物の無害化処理の認定証	141
6の24の14	事業の廃止の届出	142
6の24の15	施設の廃止等の届出	142
6の24の16	報告	142
6の25	一般廃棄物の輸出に係る基準	143
6の26	一般廃棄物の輸出の確認を申請できる者	144
6の27	一般廃棄物の輸出の確認の申請	144
6の28	報告	146
7	一般廃棄物の輸出の確認を要しない者	146
7の2	船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準	147
7の2の2	運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準	149
7の2の3	石綿含有産業廃棄物	150
7の2の4	水銀使用製品産業廃棄物	150
7の3	産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る揭示板	150
7の4	産業廃棄物の積替えのための保管上限に関する適用除外	151
7の5	産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る揭示板	151
7の6	産業廃棄物の処分等に当たつての保管期間	151
7の7	令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める一般廃棄物	151
7の8	令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量	152
7の8の2	水銀含有ばいじん等	153
7の8の3	水銀等の割合が相当の割合以上である水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等	153
7の9	令第六条第一項第三号ホの環境省令で定める場合	156
8	産業廃棄物保管基準	160
8の2	産業廃棄物の保管の届出の対象となる産業廃棄物	162
8の2の2	産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管	162
8の2の3	事前の届出を要しない場合	162
8の2の4	産業廃棄物の保管の届出	163
8の2の5	保管に係る変更の届出	163

施行規則

17の2	ふん尿の使用方法の制限	394
17の2	有害使用済機器の保管等	395
18	報告の徴収	405
19の2	立入検査	406
19の2	製品等に係る措置	407
19の3	改善命令	407
19の4	措置命令	407
19の4の2		408
19の5		408
19の6		410
19の7	生活環境の保全上の支障の除去等の措置	411
19の8		411
19の9	適正処理推進センターの協力	412
19の10	事業の廃止等についての措置命令の規定の準用	414
19の11	土地の形質の変更に関する措置命令	417
19の12	届出台帳の調製等	417
20	環境衛生指導員	419
20の2	廃棄物再生事業者	419
21	技術管理者	421
21の2	事故時の措置	422
21の3	建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外	423
21の4	環境大臣の指示	424
22	国庫補助	424
23の2	特別な助成	424
23の2	情報交換の促進等	424
23の3	許可等に関する意見聴取	425
23の4	都道府県知事への意見	425
23の5	関係行政機関への照会等	426
24の2	手数料	426
24の2	政令で定める市の長による事務の処理	426
24の3	緊急時における環境大臣の事務執行	426
24の4	事務の区分	427
24の5	権限の委任	429
24の6	経過措置	429
第5章	罰則	

附則	34	33	32	31	30	29	28	27	27	26	25
								の			
								2			
438	436	435	435	435	434	433	433	432	432	431	430

8の13の5	8の13の4	8の13の3	8の13の2	8の13	8の12の3	8の12の2	8の12	8の11	8の10の4	8の10の3	8の10の2	8の10	8の9	8の8	8の7	8の6	8の5の4	8の5の3	8の5の2	8の5	8の4の7	8の4の6	8の4の5	8の4の4	8の4の3	8の4の2	8の4	8の3の2	8の3	8の2の8	8の2の7	8の2の6		
特別管理産業廃棄物の保管の届出	事前の届出を要しない場合	特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管	特別管理産業廃棄物の保管の対象となる特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物保管基準	基準適合廃水銀等処理物の埋立処分に関する所要の措置	特別管理産業廃棄物の処分等に応じた保管期間	特別管理産業廃棄物の保管に関する所要の措置	特別管理産業廃棄物の保管の場所に関する措置	特別管理産業廃棄物の処分等のための保管の場所以る掲示板	水銀の回収等の対象となる特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物の処分等のための保管の場所以る掲示板	特別管理産業廃棄物の保管の場所以る掲示板	特別管理産業廃棄物の積替えに係る基準	特別管理産業廃棄物の積替えに係る基準	特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合	特別管理産業廃棄物を区分しないで収集又は運搬することができる場合	運搬車を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準	運搬車を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準	船舶を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準	事業者の帳簿記載事項等	計画及び実施の状況の公表	実施の状況の報告	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画	承諾に係る書面の写しの保存期間	委託契約書の保存期間	委託契約に含まれるべき事項	委託契約書に添付すべき書面	請	輸入された廃棄物の適正な処分又は再生が困難である旨の確認の申請	産業廃棄物の処分を委託できる者	産業廃棄物の運搬を委託できる者	事業者の届出	非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管を行った	保管の廃止の届出
185	185	185	182	180	177	177	177	177	177	176	176	175	175	174	174	173	173	173	170	169	169	169	168	168	167	166	166	165	165	164	163	163		

法律

施行令

施行規則

見出し

見出し

8の13の6	準用……………	202
8の14	特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者……………	202
8の15	特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者……………	201
8の16	特別管理産業廃棄物の処理の委託に係る通知事項……………	200
8の16の2	特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書に添付すべき書面……………	200
8の16の3	特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべき事項……………	199
8の16の4	特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書の保存期間……………	197
8の17	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格……………	196
8の17の2	多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画……………	196
8の17の3	実施の状況の報告……………	195
8の17の4	計画及び実施の状況の公表……………	195
8の18	特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等……………	194
8の19	産業廃棄物管理票の交付を要しない場合……………	193
8の20	産業廃棄物管理票の交付……………	192
8の21	管理票の記載事項……………	191
8の21の2	管理票交付者が交付した管理票の写しの保存期間……………	191
8の22	運搬受託者の記載事項……………	190
8の23	運搬受託者の管理票交付者への送付期限……………	188
8の24	処分受託者の記載事項……………	188
8の25	処分受託者の管理票交付者への送付期限……………	187
8の25の2	処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付……………	187
8の25の3	管理票交付者が送付を受けた管理票の写しの保存期間……………	186
8の26	管理票交付者の報告書……………	186
8の27	管理票の写しの送付を受けるまでの期間……………	186
8の28	管理票交付者が講ずべき措置……………	186
8の29	運搬受託者の管理票等の保存期間……………	186
8の30	処分受託者の管理票の保存期間……………	186
8の30の2	電子情報処理組織の使用を証する書面……………	186
8の31	情報処理センターへの登録手続……………	186
8の31の2	情報処理センターへの登録期限……………	186
8の31の3	情報処理センターへの登録事項……………	186
8の32	情報処理センターへの運搬又は処分の終了の報告……………	186
8の33	情報処理センターへの報告期限……………	186
8の34	処分受託者の情報処理センターへの報告……………	186
8の34の2	処分受託者の情報処理センターへの報告期限……………	186
8の34の3	処分受託者の情報処理センターへの報告……………	186

8の34の4	情報処理センターの電子情報処理組織使用事業者への通知	202
8の34の5	処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付	202
8の34の6	処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付期限	202
8の35	情報処理センターによる情報の保存期間	203
8の36	情報処理センターによる報告	203
8の37	運搬受託者又は処分受託者からの報告を受けるまでの期間	203
8の38の2	電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置	203
8の38の3	二以上の事業者の一体的な経営の基準	205
8の38の4	収集、運搬、処分等を行う事業者の基準	206
8の38の5	一体的処理の認定の申請	207
8の38の6	一体的処理の認定の申請に係る書類	207
8の38の7	一体的処理の変更の認定の申請	211
8の38の8	変更の認定を要しない軽微な変更	212
8の38の9	一体的処理の認定証	212
8の38の10	廃止の届出	213
8の38の11	報告	214
8の39	業務規程の記載事項	215
8の40	事業計画書等の認可の申請	215
8の41	事業計画書等の変更の認可の申請	216
8の42	事業報告書等の提出	217
8の43	情報処理センターの帳簿の保存	217
8の44	情報処理センターの帳簿記載事項	217
8の45	準用	220
9	産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者	221
9の2	産業廃棄物収集運搬業の許可の申請	221
9の3	産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準	225
10	産業廃棄物収集運搬業の許可の基準	229
10の2	産業廃棄物収集運搬業の許可証	229
10の3	産業廃棄物処分業の許可を要しない者	230
10の4	産業廃棄物処分業の許可の申請	230
10の4の2	産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準	233
10の5	産業廃棄物処分業の許可の基準	237
10の6	産業廃棄物処分業の許可証	238
10の6の2	産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由	239
10の6の3	法第十四条第十三項の規定による通知の手続	239
10の6の4	通知の写しの保存期間	239
10の6の5	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる者	240

法律

施行令

施行規則

見出し

見出し

10の6の6	承諾に係る書面の記載事項……………	240
10の7	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合……………	240
10の8	産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等……………	240
10の9	産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請……………	244
10の10の2	産業廃棄物処理業に係る変更の届出等……………	245
10の10の3	法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出……………	247
10の10の4	法第十四条の二第四項の規定による通知の手続……………	248
10の10の5	通知の写しの保存期間……………	248
10の10の6	法第十四条の三の二第三項の規定による通知の手続……………	249
10の10の7	通知の写しの保存期間……………	249
10の11	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者……………	250
10の12	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請……………	250
10の12の2	特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準……………	252
10の13	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準……………	252
10の14	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証……………	255
10の15	特別管理産業廃棄物処分業の許可を要しない者……………	255
10の16	特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請……………	256
10の16の2	特別管理産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準……………	257
10の17	特別管理産業廃棄物処分業の許可の基準……………	262
10の18	特別管理産業廃棄物処分業の許可証……………	264
10の18の2	特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由……………	265
10の18の3	法第十四条の四第十三項の規定による通知の手続……………	266
10の18の4	通知の写しの保存期間……………	266
10の18の5	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる者……………	266
10の19	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合……………	266
10の20	特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる場合……………	267
10の21	特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等……………	268
10の22	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請……………	269
10の23	特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等……………	270

10の23の2	272
10の24	法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出.....	272
10の24の2	法第十四条の五第四項の規定による通知の手続.....	273
10の24の3	通知の写しの保存期間.....	273
10の24の4	法第十四条の六において準用する第十四条の三の二第三項の規定による通知の手続.....	273
10の24の5	通知の写しの保存期間.....	273
11の2	産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請.....	276
11の3	生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類.....	279
12の2	生活環境に及ぼす影響についての調査が省略できる場合.....	280
12の2の2	産業廃棄物処理施設の技術上の基準.....	280
12の2の3	適正な配慮がなされるべき周辺の施設.....	281
12の3	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準.....	292
12の4	生活環境の保全に関する専門的知識.....	293
12の5	産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請.....	293
12の5の2	産業廃棄物処理施設の許可証.....	293
12の5の3	定期検査の申請.....	294
12の5の4	定期検査の期間.....	294
12の6	定期検査結果の通知.....	294
12の7	産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準.....	295
12の7の2	公表すべき維持管理の状況に関する情報.....	307
12の7の3	維持管理の状況に関する情報の公表.....	313
12の7の4	記録の閲覧.....	313
12の7の5	記録する事項.....	314
12の7の6	特定産業廃棄物最終処分場.....	320
12の7の7	維持管理積立金の算定基準.....	320
12の7の8	維持管理積立金に係る通知.....	321
12の7の9	維持管理積立金の積立期限.....	322
12の7の10	維持管理積立金の利息.....	322
12の7の11	維持管理積立金の取戻し.....	322
12の7の12	323
12の7の13	取戻しの申請.....	323
12の7の14	地位を承継した者に係る維持管理積立金の額の通知等.....	324
12の7の15	報告.....	324
12の7の16	産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物.....	324
12の7の17	産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出.....	326

条	見出し	施行令	見出し	施行規則	見出し
法	見出し	施行令	見出し	施行規則	見出し

12の7の18	産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準等の適用	327
12の8	許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更	327
12の9	産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請	328
12の10	届出を要する産業廃棄物処理施設の変更	331
12の10の2	産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出	332
12の11	産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分終了の届出	333
12の11の2	産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請	333
12の11の3	法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出	336
12の11の4	旧設置者等による産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請	338
12の11の5	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の申請	338
12の11の6	熱回収施設設置の技術上の基準	339
12の11の7	熱回収施設を設置している者の能力の基準	339
12の11の8	認定熱回収施設設置者の認定の更新期間	340
12の11の9	令第七条の三第一号ロ(2)の環境省令で定める場合及び数量	340
12の11の10	熱回収施設設置の認定証	341
12の11の11	準用	341
12の11の12	産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請	341
12の11の13	合併又は分割の認可の申請	343
12の12	相続の届出	345
12の12の2	再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物	346
12の12の3	削除	346
12の12の4	再生利用の内容の基準	347
12の12の5	再生利用を行い、又は行おうとする者の基準	348
12の12の6	再生利用の用に供する施設の基準	348
12の12の7	準用	349
12の12の8	広域的処理に係る特例の対象となる産業廃棄物	353
12の12の9	産業廃棄物の広域的処理の認定の申請	353
12の12の10	広域的処理の内容の基準	354
12の12の11	広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準	354
12の12の12	広域的処理の用に供する施設の基準	355
12の12の13	準用	355
12の12の14	無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物	358
12の12の15	申請の経由	358
12の12の16	無害化処理の内容の基準	359
12の12の17	無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準	360
12の12の18	無害化処理の用に供する施設の基準	361
12の12の19	準用	361

12の20	廃棄物の輸入の許可の申請	363
12の21	報告	366
12の22	廃棄物の輸入の許可を要しない者	371
12の23	産業廃棄物の輸出に係る基準	371
12の24	産業廃棄物の輸出の確認を申請できる者	371
12の25	産業廃棄物の輸出の確認の申請	371
12の26	報告	373
12の27	産業廃棄物の輸出の確認を要しない者	374
12の28	廃棄物処理センターの指定の申請	376
12の13	業務	377
12の14	事業計画書の提出	377
12の15	事業計画書の記載事項	378
12の16	収支予算書	378
12の17	事業計画書の添付書類	378
12の18	経理原則	378
12の19	勘定区分	378
12の20	予算の内容	378
12の21	予算総則	378
12の22	収入支出予算	379
12の23	予備費	379
12の24	債務を負担する行為	379
12の25	予算の流用等	379
12の26	予算の繰越し	379
12の27	会計規程	379
12の28	事業報告書の提出	379
12の29	収支決算書	379
12の30	身分を示す証明書	383
12の31	令第十三条の二の環境省令で定める埋立地	385
12の32	令第十三条の二の環境省令で定める措置	385
12の33	指定区域の指定の公示	386
12の34	指定区域台帳	387
12の35	土地の形質の変更の届出	387
12の36	環境省令で定める行為	388
12の37	既に土地の形質の変更に着手している者の届出	388
12の38	非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出	389
12の40	土地の形質の変更の施行方法に関する基準	389
12の41	令第十五条の環境省令で定める基準	391
12の42	指定有害廃棄物を収納する容器の構造	391

法 律

施 行 令

施 行 規 則

12の43	指定有害廃棄物の保管の場所に係る揭示板	391
12の44	指定有害廃棄物の保管の場所に係る設備	392
12の45	指定有害廃棄物が運搬されるまでの間の保管に当たつての保管上限	392
12の46	指定有害廃棄物を収集又は運搬する運搬車の構造	393
12の47	指定有害廃棄物の積替えに係る表示事項	393
12の48	指定有害廃棄物の積替えに係る基準	393
12の49	指定有害廃棄物の運搬に当たつての保管上限	393
12の50	指定有害廃棄物の処分等に関する保管期間	394
13の51	指定有害廃棄物の処分等に関する保管期間	394
13の52	ふん尿の使用法	394
13の53	適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者	395
13の54	有害使用済機器の保管等の届出	396
13の55	有害使用済機器の保管等に係る変更の届出	397
13の56	有害使用済機器の保管の場所に係る揭示板	398
13の57	有害使用済機器の保管の高さ	398
13の58	有害使用済機器の保管に係る飛散防止等のための措置	399
13の59	有害使用済機器の保管に係る火災の発生又は延焼防止のための措置	400
13の60	有害使用済機器の処分又は再生に係る飛散防止等のための措置	400
13の61	有害使用済機器の処分又は再生に係る火災の発生又は延焼防止のための措置	400
13の62	廃止の届出	400
14	有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿	401
14	身分を示す証明書	406
14	措置命令書の記載事項	408
15の2	措置命令書の記載事項	408
15の3	措置命令書の記載事項	410
15の4	支障の除去等の措置に係る費用負担	411
15の5	支障の除去等の措置に係る費用負担	411
15の6	支障の除去等の措置に関する適正処理推進センターの協力の求め	414
15の7	事業の廃止等についての措置命令書の記載事項	414
15の7の2	事業の廃止等についての措置命令書の記載事項	415
15の7の3	土地の形質の変更に関する措置命令書の記載事項	417
15の7の4	届出台帳の調製等	417
16の8	環境衛生指導員の資格	419
16の9	廃棄物再生事業者の登録基準	419
16の10	廃棄物再生事業者の登録	420
16の11	登録証明書	420

別表(第一〜第五)	18	17
様式(第一号〜第三十六号)	20	19
附則	18	2
技術管理者の資格	18	17
令第二十四条第二号の環境省令で定める一般廃棄物の処理施設又は		
産業廃棄物の処理施設		
法第二十一条の三第三項の環境省令で定める廃棄物		
手数料の納付方法		
権限の委任		
.....	429	426
.....	423	422
.....	422	422
.....	438	
.....	504	501

政省令

○金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四八年総理府令第五号）……540

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六條第一項第四号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和五一年総理府令第五号）……552

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第三の三第二十四号に規定する有機塩素化合物を定める省令（昭和五一年総理府令第六号）……552

○一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五二年総理府・厚生省令第一号）……553

○一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成一三年環境省令第三四号）……570

○一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二六年環境省令第一六号）……571

○一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者並びに産業廃棄物管理票

の交付を要しない場合に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二七年環境省令第四号）……572

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令（平成一八年環境省令第二四号）……575

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第二条に規定する定期検査の期間に関する経過措置の特例に関する省令（平成二四年環境省令第六号）……577

○平成二十八年熊本地震により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成二八年環境省令第一八号）……578

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令（平成二九年環境省令第二三号）……579

○平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に

関する省令（平成二九年環境省令第二二二号）……581

告示

○産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四八年環境庁告示第二三三号）……582

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六條第一項第四号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法（昭和五一年環境庁告示第三号）……597

○金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準（昭和五二年環境庁告示第五号）……599

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第二項及び第七条第十四号ハの規定に基づく水面埋立地の区域の指定（昭和五四年環境庁・厚生省告示第一号）……600

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第二条第四号及び第九条第四号の指定（平成三年厚生省告示第二五〇号）……606

○特別管理一般廃棄物等を処分又は再生したることにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準（平成四年環境庁告示第四二二号）……606

○特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年厚生省告示第一九二二号）……608

○し尿処理施設に係る汚泥の再生方法（平成四年厚生省告示第一九三三号）……617

○特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が

定める方法（平成四年厚生省告示第一九四号）……………618

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の五第一項の規定に基づく廃棄物処理センターの指定（平成五年厚生省告示第一四号）……………619

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の三第一項の規定に基づく市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となっているもの（平成六年厚生省告示第五一号）……………622

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(1)に規定する環境大臣が指定する自動車（原動機付自転車を含む。）又は電気機械器具の一部（平成七年環境庁・厚生省告示第一号）……………622

○環境大臣の定める焼却施設（平成九年厚生省告示第一八七号）……………622

○環境大臣が定める一般廃棄物（平成九年厚生省告示第二五八号）……………623

○再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物（平成九年厚生省告示第二五九号）……………623

○汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成九年厚生省告示第二六一号）……………624

○一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成一年環境庁・厚生省告示第一号）……………625

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号ロの規定に基づく工作

物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法（平成一〇年環境庁告示第三四号）……………626

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十三条の十二の規定に基づく産業廃棄物適正処理推進センターの指定（平成一〇年厚生省告示第二〇七号）……………626

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十三条の二第一項の規定に基づく情報処理センターの指定（平成一〇年厚生省告示第二〇八号）……………627

○ダイオキシンの濃度の算出方法（平成一〇年厚生省告示第二二一号）……………627

○特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成一一年厚生省告示第一四八号）……………627

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第四項並びに第一条の二第十五項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成二二年厚生省告示第四号）……………629

○ダイオキシン類の濃度の算出方法（平成二二年厚生省告示第七号）……………629

○ダイオキシン類による大気汚染に係る環境上の条件についての基準（平成二二年厚生省告示第二六七号）……………630

○固形燃料化施設に係るダイオキシン類の濃度の算出方法（平成二二年厚生省告示第三

九五号）……………630

○一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第一の備考4及び5の規定に基づく環境大臣が定める湖沼及び海域（平成二三年環境省告示第一九号）……………631

○廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成一三年環境省告示第五六号）……………631

○環境大臣の定める焼却施設（平成一三年環境省告示第五七号）……………632

○廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準（平成二五年環境省告示第二五号）……………632

○シリコン含有汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成二五年環境省告示第七五号）……………633

○転炉等の維持管理の技術上の基準及び技術上の基準（平成一五年環境省告示第一〇五号）……………633

○広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（平成一五年環境省告示第一三二号）……………635

○指定有害廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成一六年環境省告示第六三三号）……………635

○指定有害廃棄物に係る基準の検定方法（平成一六年環境省告示第六四四号）……………636

○環境大臣が定める熱分解の方法（平成一七年環境省告示第一号）……………636

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の七の四第一号二及び第二号ハに規定する環境大臣が定める方法（平成一七年環境省告示第二二号）……………636
- 廃ゴム製品に係る再生利用の内容及等の基準（平成一八年環境省告示第七七号）……………637
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令附則第三条第三項の規定に基づき環境大臣が別に定める費用（平成一八年環境省告示第七九号）……………638
- 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成一八年環境省告示第九八号）……………638
- 石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容及等の基準等（平成一八年環境省告示第九九号）……………639
- 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理生成物の基準（平成一八年環境省告示第一〇一号）……………641
- 石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成一八年環境省告示第一〇二号）……………642
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物（平成一八年環境省告示第一〇五号）……………643
- 金属を含む廃棄物に係る再生利用の内容及等の基準（平成一九年環境省告示第八九号）……………645
- 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容及等の基準等（平成二二年環境省告示第六九号）……………646
- 環境大臣の定める焼却の方法（平成二三年環境省告示第二九号）……………648
- 廃棄物処理施設整備計画（平成二五年環境省告示第六〇号）……………649
- 環境大臣が定めるポリ塩化ビフェニル汚染物（平成二七年環境省告示第二三五号）……………652
- 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成二八年環境省告示第七号）……………653
- 水銀処理物に含まれる水銀等の検定方法（平成二九年環境省告示第五一号）……………662
- 水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法（平成二九年環境省告示第五七号）……………662
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成三〇年環境省告示第一〇号）……………662